

よなごの国保



国民健康保険料の料率等についてお知らせ

平成28年度の国民健康保険料率は、下記のとおりです。平成27年度と比較しますと、基礎賦課額(医療分)と後期高齢者支援金等賦課額の限度額がそれぞれ2万円引き上げとなりました。

国民健康保険料の納入通知書は7月中旬にお送りします

	基礎賦課額(医療分) 【全員が対象】	後期高齢者支援金等賦課額 【全員が対象】	介護納付金賦課額 【40歳～64歳の方】
所得割額 【前年中の総所得金額等から33万円控除した額の】	7.83%	2.30%	2.29%
資産割額 【土地・家屋にかかる当該年度の固定資産税額の】	16.4%	9.60%	9.60%
均等割額 【被保険者1人につき】	23,600円	8,000円	9,500円
平等割額 【1世帯につき】	23,200円	7,500円	5,100円
賦課限度額	54万円	19万円	16万円

- ※ <基礎賦課額><後期高齢者支援金等賦課額><介護納付金賦課額>の合計金額が1年間の国民健康保険料となります。年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。
- ※ 総所得金額等とは、公的年金などの雑所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。(遺族年金、障害年金等は除きます。)

国民健康保険料の軽減について

世帯(世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者)の人数と所得状況に応じて、世帯の総所得金額がそれぞれの区分以下の場合に、均等割額と平等割額について各割合が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は26万5千円(平成27年度は26万円)、2割軽減は48万円(同47万円)に引き上げられ、軽減の範囲が拡充されました。

軽減割合	対象となる世帯の総所得金額の区分
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	$33万円 + 26万5千円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下の世帯
2割軽減	$33万円 + 48万円 \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$ 以下の世帯

※ 特定同一世帯所属者……国保から後期高齢者医療制度の被保険者になった方で、以後世帯主が変わることなく継続してその世帯にいる方のことです。

国民健康保険料は安心・便利な口座振替をおすすめしています！

米子市保険年金課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費、人間ドック) 23-5124 (納付相談)
23-5122 (保険証、後期高齢者医療) 23-5123 (特別医療)

平成28年5月1日

後期高齢者医療保険料の料率等についてお知らせします

後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直しをしています。平成28・29年度の保険料について、据え置きとすることとなりました。

所得割額

(前年の総所得金額－基礎控除額
33万円) × **8.07%**

+

均等割額

1人当たりの額
42,480円

=

年間の保険料

100円未満は切り捨てます。
(賦課限度額 57万円)

※年度の中途に加入又は脱退の場合は、月割となります。

※総所得金額とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。(遺族年金、障害年金等は除きます。)

後期高齢者医療保険料の決定通知書・納入通知書は7月中旬にお送りします

後期高齢者医療保険料の軽減について

世帯の所得に応じて均等割額、所得割額が軽減されます。

《5割軽減、2割軽減の拡充》

軽減判定所得について、世帯人数に乘じる額を5割軽減は26万5千円(平成27年度は26万円)、2割軽減は48万円(同47万円)に引き上げ、軽減の範囲を拡充しています。

① 均等割額の軽減

軽減割合	世帯の総所得(収入)金額等(世帯主と被保険者により判定)	軽減後の均等割額
9割	【基礎控除額(33万円)を超えない世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】の世帯	4,248円
8.5割	【基礎控除額(33万円)】を超えない世帯のうち、9割軽減に該当しない世帯	6,372円
5割	【基礎控除額(33万円) + 26万5千円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	21,240円
2割	【基礎控除額(33万円) + 48万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	33,984円

② 所得割額の軽減…所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる所得金額(基礎控除後の総所得金額)が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。(年金収入のみの場合、年金収入の額が211万円以下の方)

③ 被扶養者であった方の軽減…後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合など)の被扶養者だった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

平成28年4月1日から国民健康保険・後期高齢者医療保険の入院時の食事の負担額が見直されました。

入院時の食事負担額について、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から見直されました。ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病の患者の方などの負担額は据え置かれます。

★住民税課税世帯…平成28年4月1日以降は、360円に変更になります。
(平成28年3月までは260円)

国民健康保険料のコンビニ納付・クレジット納付が始まりました

平成28年4月以降にお手元に届く納付書から順次、これまで利用されていた金融機関などに加え、全国のおもなコンビニエンスストア(コンビニ)でも取り扱いができる「バーコード付納付書」になりました。また、インターネットを通じて、クレジットカード決済による納付もできるようになりました。

国民健康保険料のコンビニ納付

こんなに便利

コンビニで、営業時間内であれば曜日や時間に関係なく納付できます。手数料はかかりません。今までどおり、納付書に記載した金融機関などでも納付できます。

コンビニで納付できる税金や各種料金

【税金】…市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税

【料金】…国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・なかよし学級利用料・墓地管理料・市営住宅家賃・下水道使用料・農業集落排水施設使用料・汚水処理場使用料(水道料金のコンビニ納付の取り扱いはこれまでどおりです。)

※お問い合わせは、各納付書に記載したお問い合わせ先へお願いします。

コンビニで取り扱いできない納付書

- コンビニ収納用バーコードが印字されていない納付書
- 汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- コンビニ使用期限を過ぎた納付書
- 1枚当たりの納付額が30万円を超える納付書(バーコードが印字されません)
- 金額を訂正した納付書
- ミシン目を切りはなした納付書

※各納期の納付書は綴られておりませんので、納期の取り違いのないようお確かめの上、納付される納付書だけをコンビニのレジにお出してください(ホチキス等でとめるとコンビニ納付はできません)。



納付書の様式が変わりました

(再発行の納付書や督促状などはこの様式と異なります。)

コンビニ納付用のバーコードが印字されます。

クレジット納付番号と識別番号が印字されている納付書はクレジット納付ができます。

コンビニ使用期限をご確認ください。

国民健康保険料のクレジットカードによる納付

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、インターネットを通じて、24時間いつでも納付ができます(クレジットカードでは、納付額のほかに決済手数料が必要です)。

クレジットカードでの納付方法は?

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話で、次のURLから「Yahoo! 公金支払い」のホームページにアクセスし、画面の指示にしたがって手続きしてください。



<http://koukin.yahoo.co.jp/>

※一部の携帯電話からはアクセスできない場合があります。

どんなクレジットカードが使えるの?

次のブランドロゴが入ったカードで利用できます。



クレジット納付ができるのは?

国民健康保険料、市県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税

*お問い合わせは、各納付書に記載したお問い合わせ先へお願いします

手数料はどのくらいかかるの?

次の表の納付者手数料がかかります。

納付金額	納付者手数料
1円～10,000円	54円(税込み)
10,001円～20,000円	162円(税込み)
20,001円～30,000円	270円(税込み)
30,001円～40,000円	378円(税込み)
以降、10,000円増えるごとに	108円(税込み)を加算

ご注意ください!

- 後期高齢者医療保険料はクレジット納付はできません。
- 金融機関、コンビニ、市役所窓口ではクレジット納付はできません。
- 期別(納付書)ごとに「Yahoo! 公金支払い」での納付手続きが必要です。
- クレジット納付番号と識別番号が印字されていない納付書は、クレジット納付はできません。
- 納期限が過ぎた納付書は、クレジット納付はできません。
- 領収書は発行されません。
- 納付証明書及び納付済額確認書の発行には約1ヶ月かかりますので、すぐに必要な方は、クレジット納付以外の納付方法(金融機関など)をご利用ください。

“かかりつけ医”を持ちましょう



“かかりつけ医”とは、ちょっと風邪をひいて体調が悪かったときなどに気軽に診てもらったり、相談にのってもらえることができる地域のお医者さんのことで、具体的には町の開業医さん(診療所)のことを言います。1回の治療や手術をしたら治る病気は実際には少なく、長年にわたって薬や生活習慣改善によって管理していく病気がほとんどです。そのような症状が安定している場合の健康管理に大きな力を発揮してくれます。

また、小さい軽い病気やけがならばそのまま診察してくれます。もし大きな重症の病気やけが、あるいはそれが疑われる場合は適切な病院・診療科を紹介してくれます。

持病のある方はもちろん、元気な方でも、ご自身あるいはご家族の健康についての相談相手として、“かかりつけ医”をお持ちになることをお勧めします。

職場の健康保険に加入したときは届出を!